平成２１年（フ）第６７２号
静岡市駿河区桃園町19番１号　下川原団地１棟502号、前住所静岡市駿河区広野２丁目15番23号
債務者　大菅　正雄
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７３号
静岡市駿河区桃園町19番１号　下川原団地１棟502号、前住所静岡市駿河区広野２丁目15番23号
債務者　大菅　睦子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８３７号
静岡市葵区瀬名３丁目43番12―101号
債務者　海野　　榮
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後１時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５５９号
静岡市葵区山崎１丁目１番地の４　マンションリバーサイド305号
債務者　酒井いく代
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８３６号
静岡県焼津市藤守1967番地
債務者　青野よしの
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後１時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８３７号
静岡県焼津市藤守1967番地
債務者　青野　剛式
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後１時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８６０号
静岡市清水区船越町85番地
債務者　山田　祐也
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５５６号
東京都羽村市富士見平２丁目９番地羽村団地14―202
債務者　井筒　秀美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５７２号
東京都武蔵村山市中原１丁目19番地の47
債務者　本多　和子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３２号
栃木県大田原市市野沢1486番地23、前住所栃木県大田原市若松町452番地６　若松ハイツＢ号
債務者　阿部　友子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１４０号
栃木県那須郡那珂川町小口881番地
債務者　藤田　芳枝（旧姓青木・鈴木）
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１４４号
栃木県那須塩原市東三島３丁目40番地16、前住所栃木県那須塩原市東三島３丁目57番地９ネオサンライズ305号
債務者　渡邉　慶一
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１３９２号
東京都町田市常盤町3102番地１メゾン・オーベルジュ202
債務者　伊藤　公明
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４９０号
東京都あきる野市秋川４丁目14番地15セレナーデハウス202号
債務者　土屋　隆俊
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部